

子育てに関する相談

①お子さんの発達について

【当別町子ども発達支援センター】

お子さんの発達に合わせ、あそびを通しての指導や、電話や来所での相談を行います。（要予約）

このようなことが思い当たる場合には、まずはお気軽にご相談ください。

- ・ お友だちとうまくあそぶことができない
- ・ 言葉が遅い
- ・ 運動面に遅れがある
- ・ 行動面でちょっと気になる



＜開 設 日＞月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

＜開設時間＞8：45～17：15

＜相談支援＞相談専用ダイヤル ☎：23-2788

サービス種別	内 容
お子さんご家庭への支援	お子さんの発達のこと、就園・就学のこと、福祉制度のことなど、電話や来所（事前予約）による発達相談。
各種サービス利用等への支援	各種サービスの利用に必要な手続きについての説明や利用計画などの作成を行います。
関係機関との連絡調整	サービス提供事業所や医療機関など

※利用料はかかりません。

＜通所支援＞

サービス種別	内 容
児童発達支援	就学前児童に対し、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適用することができるよう、適切な指導を行います。
放課後等デイサービス	就学児童に対し、生活能力の向上及び社会との交流を図ることができるよう、適切な指導を行います。
保育所等訪問	認定こども園などを訪問し、集団生活の場における指導や支援を行います。

※1回の指導ごとに利用料がかかります。

※非課税世帯と満3歳になって初めての4月1日から就学前までは、利用料がかかりません。



一問合せー 当別町子ども発達支援センター
西町32番地1

☎：23-3009

【北海道中央児童相談所】

18歳未満の子どもの心や体のこと、家庭や学校での問題などについて相談に応じ、子どもが明るく健やかに成長していくようお手伝いをする相談機関です。ご相談をお受けすると必要に応じて次のことを行います。

＜相談時間＞月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く）8：45～17：30

内 容	詳 細
面接等による助言や指導	・児童相談所の専門職員が家庭訪問などをして、どうすることがよいか助言などをします。 ・お子さんや家族の方に相談所に通ってもらい助言などをします。
心理判定 医学診断	・お子さんとお話をしたり、心理的なテストなどにより、お子さんの状態を把握します。 ・必要により医師の診察も受けることができます。
一時保護	・必要な場合、お子さんをお預かりすることもできます。 ・規則正しい生活の中でお子さんに対する指導も行います。
その他	・療育のための訓練施設や家庭的な養育の場である里親、集団の中で生活する施設をご紹介します、利用のための手続きのお手伝いをします。 ・その他にも、お子さんをよりよく育てるためのいろいろな方法があります。



－問合せ－ 北海道中央児童相談所

札幌市中央区円山西町2丁目1番1号 ☎：011-631-0301

【北海道立特別支援教育センター】

学習のつまずきや遅れが気になったり、落ち着きのなさや行動が気になるなど、日常生活や養育、就学、教育、進路などの相談を行います。来所による相談のほか、電話やメールによる相談もできます。

内 容	詳 細
来所相談	・相談を希望する場合は電話でお申込みください。（予約制） ・相談時間：月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く） 9：00～12：00／13：00～17：00
電話相談	・相談時間：月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く） 9：00～12：00／13：00～17：00 ・専用電話：011-612-5030
メール相談	・パソコンより返信します。携帯電話から相談する場合は「パソコンからのメール受信許可」及び「特別支援教育センターからのメール受信許可」の設定をしてからご相談ください。 ・✉：tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp



－問合せ－ 北海道立特別支援教育センター

札幌市中央区円山西町2丁目1番1号 ☎：011-612-6211

【当別町障がい者総合相談支援センターnanakamado(ななかまど)】

障がいのあるお子さんをはじめ大人の方、そしてそのご家族の方たちが住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いするセンターです。障がいの種別や年齢を問わずサポートします。

内 容	詳 細
来所相談	- 相談員が在中していない、また他相談対応の場合もあるため、電話連絡後の来所が確実です。 - 相談時間：月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く） 9：00～17：00 （ご本人及びご家庭の状況により、土日祝の対応も可）
電話相談	- 相談時間：月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く） 9：00～17：00（基本的には左記。24 時間受付あり） - 専用電話：0133-23-1917
メール等 相談	- メール、LINE、zoom 等で対応しています。 - メールアドレス：nanakamado@yu-yu.or.jp



一問合せー 障がい者総合相談支援センター「nanakamado」
弥生51番地38 ☎：23-1917

②子育てについて

子育てについての相談を行います。

- ・子ども未来課 子育てサポート係 ☎：25-2658
- ・認定こども園当別夢の国幼稚園 ☎：23-2381
- ・認定こども園おとぎのくに ☎：26-2353

③孫育てについて

北海道では祖父母向けに孫育てガイドブックを作成しています。祖父母の育児参加は親世代の育児負担の軽減となるほか、多様な大人が子どもにかかわることで、子どもの社会性がはぐくまれるなど、子どもの成長にも良い影響があります。また、祖父母自身に生きがいや充実感をもたらす機会ともなります。

祖父母世代と親世代の世代間コミュニケーションをより円滑に、互いに協力し合う関係づくりの機会としてご活用ください。

※『まごナビ』は次の二次元コードからご覧いただけます。



児童虐待について

①子育てで悩んだときは

子育てに悩むことは特別なことではありません。一人で悩みを抱え込まないで相談してください。家族、友人、地域の人、専門機関など、たくさんの人の力を借りて子どもを育てていきましょう。

※『子育てに関する相談』（P.29～31）記載の相談先もご活用ください。

②子どもへの虐待とは

子どもへの虐待とは、親などの養育者が必要な養育をしなかったり、危害を加えたりすることにより、子どもの心と身体を傷つけ、健やかな発達、成長に悪影響を与えることです。しつけのつもりでも子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

※法律により、児童に対する禁止行為と罰則が規定されています。

ネグレクト （養育の怠慢、放置）	・学校等に行かせない ・病気でも病院に連れて行かない ・子どもだけ家に残して外出する ・ひどく不潔にする ・食事を与えない ・車に放置する など
心理的虐待	・大声や脅しなどで恐怖に陥れる ・無視や拒否的な態度をとる ・子どもの目の前で家族に暴力を振るう など ・自尊心を傷つける ・著しく兄弟差別をする
身体的虐待	・殴る ・蹴る ・投げ落とす ・首を絞める ・火傷をさせる ・溺れさせる ・激しく揺さぶる など
性的虐待	・性的な行為の強要 ・子どもに性器や性交を見せる ・子どもをポルノグラフィの被写体にする ・子どもに異性の親等との入浴を強要する など ・子どもへの性交

③虐待が疑われるとき

虐待と思われる行為を見かけたら連絡してください。地域で子育てを支え合っていきましょう。

- ・北海道中央児童相談所 ☎：011-631-0301
- ・児童相談所全国共通ダイヤル（通話料無料） ☎：189（いちはやく）
- ・子ども未来課 子育てサポート係 ☎：25-2658
- ・警察 ☎：110 または 当別交番 ☎：23-2151
太美交番 ☎：26-2151